札幌市中央区民センターの管理に関する協定書の改定協定書

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第８条に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）において令和５年３月10日付けで締結した札幌市中央区民センターの管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第38条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　原協定書第５条に定める「中央区民センター管理業務仕様書」を別添の内容に改定する。

第２条　原協定書第10条第１項の（１）から（７）までを削除するとともに、原協定書第10条第１項の（８）から（11）までを７号ずつ繰り上げる。併せて、原協定書第10条第２項の括弧内の文言を「第３号を除く。」に改定する。

第３条　原協定書第20条第１項を次のとおり改定するとともに、原協定書第20条第２項及び第３項を削除する。

第20条　管理物件の大規模な修繕、改造、増築等に係る費用、日常の施設に付随する消耗品の費用、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については甲の負担とする。

第４条　原協定書第27条に定める「別表」を別紙の内容に改定する。

第５条　この協定は、令和７年２月25日から適用するものとする。

[redacted]

この改定協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和７年２月３日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市中央区南２条西 10 丁目 1001 番地
一般社団法人札幌市区民センター運営
代表者　委員長　　山　内　　睦

別表(リスク分担表)

別紙

種　類	内　容	負担者	
		甲	乙
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	乙の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	乙の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	甲が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	乙が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	乙の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。

第14条　甲は、この協定による業務に係る乙の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができるものとする。

2　乙は、甲から業務履行場所への立入調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

3　甲は、第1項による業務履行場所への立入調査等による確認の結果、乙による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

4　乙は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

（情報資産の返還又は処分）

第15条　乙は、この協定が終了し、又は解除されたときは、この協定による業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分するとともに、速やかに甲に対し、書面により証明書を提出しなければならない。

（特記事項に違反した場合の協定解除及び損害賠償）

第16条　甲は、乙がこの情報セキュリティ特記事項に違反していると認めたときは、この協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（違反事実の公表等）

第17条　乙がこの情報セキュリティ特記事項に違反し、この協定を解除された場合、甲は、乙の名称及び違反事実を公表することができる。

（実施責任）

第18条　乙は、乙内における情報資産の情報セキュリティ対策を明確にし、甲が求めた際には速やかに報告しなければならない。

（その他）

第19条　乙は、第1条から第18条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。